

付加年金

対象者	第1号被保険者は、長官に申出て、付加保険料(400円/月額)を納付する者となることができる。
付加保険料 納付できない 者	①第2号被保険者 ②第3号被保険者 ③特例任意加入被保険者(任意加入被保険者は付加保険料を納付できる) ④国年基金の加入員 ⑤保険料の納付を免除されてる者
支給要件	①付加保険料納付済期間を有すること ②老齢基礎年金の受給権を取得したこと
年金額	200円に付加保険料納付済期間の月数を乗じて得た額。(200円×付加保険料納付済期間の月数)
納期限	通常の保険料と一緒に翌月末日(前納したときは、各月が経過したときに納付されたものとみなす) ・納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなす。 ・国年基金の加入員となったときは、加入員となった日に付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなす。
繰上げ 繰下げ	繰上げの請求、繰下げの申出を行ったときは、老齢基礎年金と同様に繰上げ・繰下げられる。(老齢基礎と同様の減額率・増額率が適用される)
支給停止	老齢基礎年金がその全額につき支給停止されてるときは、その間、支給停止される。
失権	受給権者が死亡したときは消滅する。
備考	・新法施行前(S61.4.1前)の付加保険料納付済期間は、第1号被保険者としての付加保険料納付済期間とみなされる。 ・付加保険料を納付する者は、いづれも、長官に申請し、その申請をした月の前月以後の各月に係る保険料(9割に納付されたものを除く)を、付加保険料を納付する旨は、なすことができる。 ・農業者年金の被保険者は、すべて、付加保険料納付すべき者となる。

	寡婦年金	死亡一時金	脱退一時金
末尾	支給される	支給される	請求することができる
支給要件	<p>①死亡日前日において死亡日の前月までの第1号被保険者としての期間に係る保険料納付済期間+保険料免除期間が25年以上である夫が死亡したこと ※25年は生年月日による短縮特例が適用される。また、25年の期間には、合算対象期間は含めることができない</p> <p>②夫の死亡当時、夫によって生計維持していたこと</p> <p>③夫の死亡当時、夫との婚姻関係が10年以上継続していたこと</p> <p>④65歳未満であること</p> <p>⑤夫が障害基礎年金の受給権者であったことがないこと（掛け捨て防止なので旧法の障害年金受給権者もダメ）</p> <p>⑥夫が老齢基礎年金の支給を受けていなかったこと（遺族基礎年金はOK）</p>	<p>①死亡日前日において死亡日の前月までの第1号被保険者としての期間に係る保険料納付済期間+保険料4分の1免除期間の月数×3/4+保険料半額免除期間の月数×1/2+保険料4分の3免除期間の月数×1/4が36月以上である者が死亡したこと</p> <p>②死亡した者が、老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けたことがないこと（遺族基礎年金はOK）</p> <p>③死亡した者と生計を同じくしていた、配偶者・子・父母・孫・祖父・母・兄弟姉妹が請求する</p>	<p>①請求日の前日において、請求日の前月までの第1号被保険者としての期間に係る保険料納付済期間+保険料4分の1免除期間の月数×3/4+保険料半額免除期間の月数×1/2+保険料4分の3免除期間の月数×1/4が6月以上であること</p> <p>②日本国籍を有しない者（被保険者でない者に限る）であること</p> <p>③老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない者であること</p>
備考	任意加入被保険者および旧法の国民年金被保険者は、第1号被保険者とみなされる。	任意加入被保険者、特例任意加入被保険者および旧法の国民年金被保険者は、第1号被保険者とみなされる。	脱退一時金の支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった第1号被保険者としての被保険者であった期間は、被保険者でなかったものとみなされる。
支給開始	<p>①60歳以上の妻 → 夫の死亡した日の翌月から支給開始</p> <p>②60歳未満の妻 → 妻が60歳に達した日の翌月から支給開始</p>	一時金で支給	一時金で支給
支給額	死亡日の前月までの第1号被保険者としての期間に係る死亡日前日における保険料納付済期間及び保険料免除期間につき、老齢基礎年金額の計算例によって計算した額の4分の3に相当する額。	死亡日の前月までの第1号被保険者としての期間に係る死亡日前日における保険料納付済期間+保険料4分の1免除期間の月数×3/4+保険料半額免除期間の月数×1/2+保険料4分の3免除期間の月数×1/4に応じて、次に掲げる額。 36月以上180月未満 120,000円 420月(35年)以上 320,000円	基準月がH18年に属する月である場合の脱退一時金の額は、請求日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る請求日の前日における保険料納付済期間+保険料4分の1免除期間の月数×3/4+保険料半額免除期間の月数×1/2+保険料4分の3免除期間の月数×1/4に応じて、次に定める額。 6月以上12月未満 41,580円 36月(3年)以上 249,480円
付加保険料	死亡した夫が付加保険料を納めていたとしても、寡婦年金額の額について加算はない。	付加保険料納付済期間が3年以上である者が死亡したときは、一律 8,500円が加算される。	—
失権（寡婦）支給されない（死亡）請求できない（脱退）	<p>失権事由（消滅する）</p> <p>①65歳に達したとき</p> <p>②死亡したとき</p> <p>③婚姻したとき</p> <p>④養子となったとき（直系血族または直系姻族の養子を除く）</p> <p>⑤繰上げ支給による老齢基礎年金の受給権を取得したとき</p>	<p>不支給事由（支給されない）</p> <p>①死亡日において、遺族基礎年金を受けられる者があるとき。ただし、死亡月に遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。</p> <p>②死亡当時、胎児である子がある場合、胎児であった子が生まれた日に、その子または妻が遺族基礎年金を受けられるとき。ただし、生まれた月に遺族基礎年金の受給権が消滅したときを除く。</p>	<p>請求することができない</p> <p>①日本国内に住所を有するとき</p> <p>②障害基礎年金その他政令で定める給付の受給権を有したことがあるとき</p> <p>③最後に被保険者資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していたときは、同日後初めて日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して2年を経過しているとき</p> <p>④外国の法令の適用を受ける者（ドイツ・イギリス等は合算可能）</p>
備考	・労基法の規定による遺族補償が行われるときは、死亡日から6年間、その支給が停止される。	<p>・死亡した者の子が、遺族基礎年金の受給権を取得した場合、生計を同じくするその子の父もしくは母がいることで、その遺族基礎年金が支給停止されるときは、死亡した者の配偶者に死亡一時金が支給される。</p> <p>・死亡一時金を受けられる者が、同一人の死亡により、寡婦年金を受けられるときは、その者の選択により、どちらか一方が支給される。</p>	・基準月が平成19年度以後の年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、毎年度、上記に定める額に当該年度に属する月分の保険料の額の平成18年度に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として、政令で定める。